

平成 29 年 12 月 21 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「平成 29 年度 北海道観光成熟市場誘客促進事業 [特定目的：クルーズ]」の委託に係る
企画提案について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当機構ではクルーズ船寄港による外国人観光客数の増加を図るために次の事業を実施する事と
しました。つきましては、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内
申し上げます。

敬具

記

1. 事業名
平成 29 年度 北海道観光成熟市場誘客促進事業 [特定目的：クルーズ]
2. 事業目的
クルーズ船寄港による外国人観光客数の増加
3. 実施期間
契約締結日～平成 30 年 3 月 30 日
4. 業務内容
(1) 観光アクションプランの提案 (3 年以内)
(2) 誘客事業の提案 (初年度分)
5. 企画提案参加表明受付期間
平成 30 年 1 月 9 日 (火)
6. 企画提案書提出期限
平成 30 年 1 月 16 日 (火)
7. 事業説明会
事業詳細に関する説明会は開催いたしません。別添「企画提案応募要領及び企画提案指示書」を
お読みいただき、ご不明な点がありましたら担当者までご連絡ください。
8. スケジュール (予定)
12 月 21 日 (木) 公示・観光機構WEBサイト掲載
1 月 9 日 (火) 企画提案参加表明締切
1 月 16 日 (火) 企画提案書の提出期限
1 月中旬 企画提案の審査、委託事業者決定
1 月中旬 契約、業務開始

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

誘客推進事業部海外プロモーショングループ 佐野

TEL 011-231-6736 FAX 011-232-5064

E-mail y_sano@visithkd.or.jp

以上

「平成 29 年度 北海道観光成熟市場誘客促進事業《特定目的：クルーズ》」に係る
企画提案応募要領及び企画提案指示書

1 目的

旅行形態が多様化するインバウンド市場に対して、着実な誘客拡大を図るためには、多種多様な旅行メニューを提案する必要がある。

こうした中、北海道は海に囲まれた立地にあり、近年、クルーズ船の寄港回数が増加している（H28：98回→H29：106回（予定））。

本事業では、クルーズ船寄港による来道外国人観光客の増加を図るため、道内の港湾規模や受入体制等を考慮したクルーズ船の誘致・誘客等に必要な各種の取組を実施することを目的とする。

2 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 道内に本店・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合には構成員の内1者以上が道内に本店・支店等を有する場合は可とする。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～平成30年3月30日（金）

業務スケジュール：

- 12月21日（木）：公示・観光機構WEBサイトに掲載
- 1月9日（火）：企画提案参加表明締切
- 1月16日（火）：企画提案書の提出期限
- 1月中旬：企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結・業務開始

6 業務委託内容（企画提案事項）

◆ 事業の目的

- 北海道へのクルーズ船の寄港は、各地域におけるポートセールス等の取り組みにより大型船を中心に増加傾向にある。一方、大型船の寄港は困難なものの、クルーズ船の規模によっては寄港可能な港湾・地域も存在している。
- このことから、港湾整備等が不要であり、既存港湾等を有効に活用できるクルーズ船の誘致・誘客を行う。
- また、新たな寄港地を増やすため、クルーズ船の誘致・誘客の取り組みに支援が必要な地域を対象地区とし、クルーズ船寄港地周辺の観光地の魅力づくりやコンテンツの整備などの有用事例を作成し、各地域へ波及させることを目的とする。

◆ 事業の目標

- 新たな寄港地において、対象となるクルーズ船客のニーズを捉えた観光メニューを整理し、誘客に必要となる受入可能な体制を構築するとともに、観光情報コンテンツの整備・発信を行う。
- 本事業の事業計画期間内において、クルーズ船の誘致・誘客に必要な観光地における関係者間の受入体制の整備や観光地情報ツールの作成、観光地情報等の各種プロモーションまでの実施を行い有用なモデルケースとすることを目標とする。

◆ 事業の内容

(1) 観光アクションプラン（事業計画）の作成

- 本事業は単年度事業であるが、クルーズ船の誘致においては一定程度の期間が必要となるため、複数年で実施する誘致・誘客に効果的なプロモーション（観光客の受入に必要な体制の検討も含む）の実施方針を示した「アクションプラン（事業計画）」を提案すること。
- 次に指定するターゲットにより対象市場や対象港湾等を設定し、事業計画期間内に誘致・誘客に必要な事業実施に向けた方向性を明確にすること。
- なお、アクションプランの作成において、事業計画期間内における目指す目標を対象港湾別に明確に記載すること。
- アクションプランの作成は、次によるが、プラン作成に向けた具体的な手法を提案するとともにその理由を明確にすること。

① ターゲット（クルーズ船の種類）

小型船、探検船

② 対象市場（対象国・地域）

上記①により、クルーズ船社や乗客等を踏まえ対象市場を設定し、その根拠を示すこと。

③ 対象港湾等（港湾・漁港）

道内各港湾等エリアにおける観光客の受入体制や乗客の趣味・嗜好等を考慮のうえ、クルーズ船の誘致・誘客に意欲的な港湾等を次の3つのエリアからそれぞれ1つ以上選定し、その根拠を示すこと。

- 太平洋エリア（例：苫小牧港）
- 日本海エリア（例：留萌港）
- オホーツク海エリア（例：羅臼港）

④ 事業計画期間

3年以内とする。

※実施手法（例：プラン作成、ルート検討、ツアー開発、プロモーション）等を考慮して3年

以内として設定するが、この限りではない。

⑤ 予算規模

各年度 400 万円程度とすること。 ※ただし、次年度以降の予算額を保証するものではない。

⑥ 実施方針

- ・ プラン作成にあたっては、地域の意向を踏まえる必要があるため、道振興局、港湾管理者、市町村、観光団体等へのヒアリングを必ず実施すること。
- ・ なお、ヒアリングの結果を踏まえ、次年度以降、対象地域におけるクルーズ船の誘致・誘客における気運を高めるため、ワークショップを実施する場合は、次の内容を必ず盛り込むこと。
 - ア クルーズ船観光メニュー（ルート等）の選定・磨き上げについて
 - イ クルーズ船誘致に向けた地域間や事業者間等の体制構築の方法について
 - ウ 寄港地周辺地域におけるクルーズ船等観光客の受入体制に関する課題等の検討や、その課題克服に向けた提案について
- ・ 国（北海道開発局、北海道運輸局）や道（総合政策部交通政策局物流港湾室、経済部観光局）、道内でクルーズ船の誘致・誘客に取り組む関係機関（北海道クルーズ振興協議会等）と連携できる内容とすること。

(2) その他事業

上記アクションプランを踏まえ、観光地資源の PR ツール等のコンテンツ制作は可能とするが、その必要性等の理由を説明するとともに、部数、内容、用途、配布先等を示すこと。

(3) 留意事項

- ・ アクションプランの作成に当たっては、企画提案書の説明時には、その素案を作成し、素案をより具体化するための手法・実施内容等を提案すること。
- ・ アクションプランの素案は、今年度の事業内容としてだけでなく、次年度以降の事業実施の方向性として提案をうけるものになるため、今年度事業の採択にあたる審査対象となること。
- ・ 次年度以降の事業実施については、今年度同様、プロポーザル審査により受託者を決定するものであり、今年度採択事業者の提案であっても、次年度以降の事業採択を確約するものではないこと。
- ・ 本提案を踏まえ次年度以降の実施を検討するため、採択者の提案は公開対象となること。（採択されなかった事業者の企画提案書（素案含む）については公開対象としない。）
- ・ 採択された提案であっても、今後の実施において修正・訂正・見直し等を行うこと。

(4) その他

- ・ 観光機構内の他の関連事業と連携すること。
- ・ 原則として、観光機構所有の素材を使用すること。ただし、企画提案において、必要と判断した場合は、制作及び新規撮影等を妨げるものではない。
- ・ 事業で作成した各種ツール等の著作権など、増刷や二次利用に係る各種権利は、観光機構に帰属すること。また、すべての観光ツールを観光機構HPや Facebook 等で情報発信できるよう、観光機構担当セクションと調整し、必要に応じた対応に取り組むこと。

(5) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

事業の取組内容に応じた成果（広告費用換算、メディア露出、企画旅行等の催行状況等）を具体的な数値で整理・検証し、成果・課題・提言等により報告書を作成すること。

7 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：平成29年1月9日（火） 午後5時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーションG
(担当：佐野)
F A X：011-232-5064
E-mail：y_sano@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法：F A X又は電子メールで行うこと。 ※文書の様式は任意。メール本文でも可。

8 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については、記載しないこと。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。委託業務開始は1月中旬を予定。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

※交通費、宿泊料、会場使用料、ブース出展料、送料、広告宣伝費、観光機構スタッフ旅費等
は見積りに含めないものとする。

9 予算上限額

4,000千円（消費税含む）

10 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1者1提案とする。企画提案を行う者が、他の提案者の外注先又は協力先となることは認めない。ただし、企画提案者でない者が、外注先又は協力先として複数の提案に記載されていることは可とする。
- (3) 企画提案において外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企

画提案に記載することについて事前に承認を得ること。

- (4) 媒体の提案などで、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。

1.1 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部

(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーショングループ

(担当：佐野)

電話：011-231-6736

- (3) 提出期限 平成29年1月16日(火) 午後5時
- (4) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(提出期限必着)すること。
FAX、電子メールでの提出は不可。

1.2 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4者以上の場合は、書面審査を行い、原則上位3者をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

1.3 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性

ターゲットを踏まえ、誘致・誘客につながる効果的な企画提案がなされているか。

- (2) 実現性

事業の組立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

- (3) 業務遂行能力

クルーズ船の寄港による外国人観光客数の増加を図るため、各種の取組を実施するノウハウを備えた体制が確保され、また、その企画・業務内容を遂行する能力があると判断できるか。

1.4 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は、受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利

処理を行うこと。

- (4) 作成した北海道の観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

1.5 その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「平成29年度北海道観光成熟市場誘客促進事業〔特定目的：クルーズ〕」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「平成29年度北海道観光成熟市場誘客促進事業〔特定目的：クルーズ〕」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)

(名 称)
(代表者)

Ⓜ

プロポーザル参加表明書

業務名：平成 29 年度 北海道観光成熟市場誘客促進事業 [特定目的：クルーズ]

標記業務のプロポーザルに参加します。

平成 30 年 月 日

(公社) 北海道観光振興機構 会長 堰八義博 様

(提出者) 住 所
会 社 名
代 表 者 名
電 話 番 号
F A X 番 号

印